

## 全国 Town & Gown 構想推進協議会規約

(名称)

第1条 この会は、全国 Town & Gown 構想推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、大学と自治体が持続可能な未来のビジョンを共有の上で、包括的、日常的、継続的、組織的な連携関係を構築し、地方創生への貢献を目指す Town & Gown 構想をモデルとして具体化・一般化し、日本全国に広めるために、相互に連携・協力することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) Town & Gown 構想概念及び段階的発展モデルの構築に関する事業
- (2) 地域課題解決に資する人材育成・技術力向上に関する事業
- (3) Town & Gown 認定・認証評価に関する事業
- (4) Town & Gown 構想に関する情報交換、調査研究及び広報活動に関する事業
- (5) その他、協議会の目的達成等に必要なる事業

(構成)

第4条 協議会は、次の各号に掲げるものをもって組織する。

(1) 正会員

Town & Gown 構想に基づいた大学と自治体がペアで加入するものとする。

(2) 準会員

特例として Town & Gown 構想に基づいた連携先を有さない大学又は自治体とする。((1)の正会員を除く。)

(3) 支援会員

協議会の活動を支援する非営利法人、企業、団体又は個人とする。

(役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

会 長 1名  
副会長 若干名  
監 事 2名

2 役員は、正会員の中から総会において選任する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

3 監事は、協議会の会計を監査する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、その後任の職にある者をもって充て、その任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 会議は、総会及び役員会とし必要に応じて会長が招集する。

2 会議は、会長が議長となり、出席会員の過半数の同意を得て議決する。

3 総会は、正会員をもって構成し、協議会の主な運営事項を審議する。

4 役員会は、役員をもって構成し、協議会の運営方針を審議する。

5 総会から付託された事項について、役員会は総会に代わり、協議会の主な運営事項を審議することができる。

6 緊急やむを得ない場合は、役員会をもって総会に代えることができる。

(部会)

第9条 事業の実施にあたり、必要に応じ部会を設置することができる。

2 部会の活動にあたっては、当該活動に対する経費の全部又は一部を助成する。

3 部会の設置、構成及び運営について必要な事項は、役員会の議を経て別に定める。

(事業年度)

第10条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(経費)

第11条 協議会の事業を遂行するために必要な経費は、会費、その他の収入をもって充てる。

2 協議会の会費については、別に定める。

(事務局)

第12条 協議会の事務局は、広島大学に置く。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規約は、令和5年10月28日から施行する。